発議第４号

義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について

熊本市議会会議規則第１３条第１項の規定により意見書を次のとおり提出する。

令和８年６月２９日提出

熊本市議会議員　浜 田 大 介
同　三 森 至 加
同　西 岡 誠 也
同　上 田 芳 裕
同　井 坂 隆 寛

熊本市議会議長　田 中 誠 一　様

# 意　　見　　書　（案）

教育の機会均等と水準の維持向上を図り、子どもたちの豊かな学びを保障するため、義務教育費国庫負担制度の国負担割合を引き上げられるよう要望いたします。

（理　由）

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や担任等の未配置など解決すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、教職員の定数改善が不可欠です。

給特法等の改正を受け、義務標準法が改正され、小学校に続き中学校の学級編成標準は 2028 年度までに 35 人に引き下げられます。今後は、高等学校での取組も含め、きめ細かい教育活動を進めるために、更なる学級編成標準の引下げ、少人数学級の実現が必要です。

厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。国の施策として定数改善に向けた財源を保障し、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。豊かな子どもの学びを保障するための条件整備が求められています。

よって、政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識

され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるようにするとともに、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げることを強く要望いたします。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

令和　　年　　月　　日

議　　長　　名

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣
宛（各通）